

杉並区教育委員会
学校部活動の在り方に関する方針（ガイドライン）
(令和6年5月改定)

策定の趣旨等

- 本方針は、済美養護学校中学部を含む杉並区立中学校（以下「中学校」という。）の学校部活動（以下「部活動」という。）を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・ 学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 本方針は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や東京都教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を参考に策定する。杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、今後も引き続き、国や都の動向を注視するとともに、区の部活動の実施状況等を踏まえ持続可能な部活動の在り方について継続的に検討し、適宜、本方針を改定することとする。
- 教育委員会は、本方針に基づき中学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。なお、本方針が改定された際は、改定翌年度までに、改定後の本方針に則った「学校の部活動に係る活動方針」を策定するものとする。
部活動顧問（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 教育委員会は、部活動指導員¹、外部指導員、区が部活動の指導等を委託した外部の指導者（以下、「部活動指導員等」という）の配置等により、部活動の支援を行う。
- イ 校長は、生徒や教員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施するよう、上記アの部活動の支援事業を活用するとともに、適正な数の部活動を実施する。
- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、顧問等を対象とする部活動の指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底するとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員等は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。さらに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図るとともに、生徒が技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りながら、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りながら、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における心と身体の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 校長、顧問、部活動指導員等は、熱中症予防対策の観点から、東京都教育委員会の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」等を参考に熱中症について正しく理解する。

また、「熱中症予防運動指針」（平成30年7月 公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にするとともに、熱中症警戒アラート情報が発せられた場合は、エアコン等が設置されていない屋内外での部活動を原則として行わないようにするなど、適切に対応する。なお、部活動の実施にあたっては、活動場所の暑さ指数（WBGT）や生徒の体調等を確認するとともに、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更、水分・塩分の補給や休憩を励行するなど熱中症予防対策を徹底する。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

教育委員会は、校長、顧問、部活動指導員等に対して、適時に、熱中症予防対策の徹底に関する啓発を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

- ア 顧問、部活動指導員等は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体²が作成した指導手引を活用して、上記2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活をおくることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究³も踏まえ、以下を基準とする。また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、同様の基準とする。

【休養日】

- I 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日(祝日等を含む)は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り替える。)
- II 長期休業中の休養日の設定についても上記「I」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- III 週休日(祝日等を含む)に中学校体育連盟の主催する大会以外の大会(各競技団体主催大会等)に参加した場合は、週休日(祝日等を含む)の休養日を平日に振替えることとし、週2日の休養日は必ず設ける。ただし、中学校体育連盟の主催する大会へ参加する場合についてはその限りでは無い。

【活動時間】

- I 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、上記1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動日数・時間の目安を定めること等、地域や学校の実態を踏まえて工夫する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置等

- ア 校長は、少子化等に伴い、単一の学校では特定の競技の部活動の実施が困難な場合等は、生徒の活動の機会が損なわれないことがないように、学校間で調整して合同部活動（合同チーム）を組織することができる。
- イ 教育委員会及び校長は、少子化等に伴い、単一の学校では実施が困難な場合等は、複数校の生徒が一つの拠点に集い活動を実施する拠点校方式による合同部活動（拠点校方式チーム）を組織することができる。
- ウ 校長は、部活動が生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことのできる部活動を設置するよう努める。
- エ 教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、適宜、その活動日数や活動時間の見直しを図る。また、様々なスポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく複数の活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 部活動の地域との連携、地域クラブ活動への移行

- ア 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を図る。
- イ 教育委員会及び校長は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、部活動の地域クラブ活動への移行を視野に入れた取組を着実に実施する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 教育委員会及び杉並区中学校体育連盟は、部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長は、上記アで定められた目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

～注釈～

- 1 部活動指導員：学校教育法施行規則第 78 条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 2 中央競技団体：スポーツ競技の国内統括団体。
- 3 ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究：「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえたうえで、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 回設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。